

# 仕 様 書 (案)

1. 業務の名称 令和7年度 浜松市新都田市民サービスセンター清掃業務
2. 業務の場所 浜松市浜名区新都田三丁目13番1号  
新都田市民サービスセンター
3. 業務の期間 別紙 日程表 (清掃業務実施日) のとおり  
令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで  
日常清掃 週1回 9:30~11:00  
(原則月曜日とし、閉庁日となる場合はその翌開庁日とする)  
定期清掃 年1回  
(原則秋頃に実施するものとする)
4. 業務の内容 別紙「業務明細書」のとおり
5. 業務計画書の提出  
業務を施行するにあたっては、「業務計画書」を北行政センター (新都田市民サービスセンター) (以下、センターという。) へ提出し、センターの承認を受けること。
6. 業務完了報告書の提出  
別紙「業務明細書」による一定の業務を完了したときは、「業務完了報告書」と「業務チェック表」をセンターへ提出すること。
7. 業務責任者の届出等
  - (1) 業務を施行するにあたり、センターに業務責任者及び従事者を届け出ること。業務責任者及び従事者に異動があった場合も同様とする。
  - (2) 業務責任者は、全ての従事者の指揮・監督をし、業務の監督を行うこと。
  - (3) 委託業務を行う際に、必要となる法的資格がある場合については、前(1)項の届出とともにセンターへ届出ること。
  - (4) 業務責任者又は全ての従事者に法的な技術的資格等を必要とする場合は、その有する資格をセンターに届出するものとする。
  - (5) 前(3)項について、全ての従事者についても、これを準用する。
  - (6) 業務上の保安上、責任者は全ての従事者数をセンターへ届出する。
  - (7) この場合、業務が連続して2日以上に亘るときは、センターの了解のもとに一定時間毎まとめて届出できるものとする。
8. 関係法令等の遵守  
業務の施行にあたっては、関連する法令、契約書、業務仕様及びセンターの指示を遵守すること。

## 9. 損害の負担

業務に関連し、自己責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）については、賠償又は補償をすること。

## 10. 業務従事者の心得

業務責任者及び従事者は、次の事項に充分留意すること。

- (1) 業務の処理上知り得た秘密は、他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (2) センターから指示があったときは、業務責任者は、速やかにその指示に従うこと。
- (3) 粗暴な言動及び態度は、厳に慎むこと。
- (4) 施設内での拾得物があったときは、速やかに当該施設長まで届出ること。
- (5) 施設及びその周辺での異常等に気付いた場合には、直ちに当該施設長まで報告すること。
- (6) 業務中は、その所属する会社等の指定する制服・名札等を着用するとともに、常に清潔な身だしなみとすること。

## 11. 環境への配慮

本業務の遂行にあたり、省エネルギー・省資源を図るなど地球環境の保全と環境負荷の低減に配慮した業務の推進に努めること。

## 12. 一般事項

- (1) 本仕様書は、清掃業務の大要を示すものであり、明記していない業務であっても、他の関連性から判断してセンターが必要と認めた業務は、受託者と協議の上、その内容を変更することがある。この場合、契約金の増減は行わない。
- (2) 清掃業務遂行中に生じた業務にかかわりのある事故の責任は、すべて受託者に帰し、これに要る費用は一切受託者の負担とする。
- (3) 会議室・更衣室への立入は、センターの承認を得ること。
- (4) センターは、業務内容が契約書及び仕様書に適合しないと認めたときは、受託者に対してその業務の内容変更及び作業の手直しを命ずることができる。

## 日程表(清掃業務実施日)(案)

令和7年							
4月(4回)	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29				
5月(3回)	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	
6月(5回)	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					
7月(4回)	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
8月(4回)	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
9月(5回)	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
10月(4回)	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
11月(4回)	日	月	火	水	木	金	土
							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
12月(4回)	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
令和8年	日	月	火	水	木	金	土
1月(4回)					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
2月(4回)	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
3月(5回)	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

合計 50回

日常清掃は、月曜日に清掃業務を行うことを基本とし、祝日等において閉庁日となる場合はその翌開庁日とする。

年1回の定期清掃は、秋頃実施とする。日程は協議のもと決定する。

新都田市民サービスセンター 清掃 業務明細表 (案)

館名		新都田市民サービスセンター 1 F								
清掃箇所	玄関ホール	廊下	執務室	待合スペース	会議室	倉庫前廊下	湯沸室	更衣室	階段	
床材仕様	磁器質 タイル	磁器質 タイル	ビニル床 シート	ビニル床 シート	ビニル床 シート	ビニル床 シート	ビニル床 シート	ビニル床 シート	ビニル床 シート	
床面積 (m <sup>2</sup> )	22.50	13.57	72.78	59.72	107.65	4.97	3.89	9.94	4.92	
日  常  清  掃	除塵	1W	1W		1W	1W	1W	1W	—	1W
	水拭き (スポット)	1W	1W		1W	1W	1W	1W	—	1W
	除塵 (繊維床)									
	便所清掃									
	湯沸室清掃							1W		
	屑入処理				1W			1W		
	手摺・腰壁拭き 金具磨き	1W			1W					1W
	什器・備品 除塵	1W								
	窓枠・ガラス (スポット)	1W			1W					
	玄関周り清掃	1W								
	外回り 拾い掃き									
	その他									
	定 期 清 掃	床面表面洗浄	1/Y	1/Y						—
床面剥離洗浄				1/Y	1/Y	1/Y	1/Y	1/Y	—	1/Y
繊維床(カーペット) 除塵・しみ取										
繊維床(カーペット) 洗浄										
その他										
ガラス清掃										
備考										

新都田市民サービスセンター 清掃 業務明細表 (案)

館名		1 F		屋外						
清掃箇所		便所 (小)	便所 (大)	ガラス 1階 2階	外 回 り					
床材仕様		磁器質 タイル	磁器質 タイル							
床面積 (m <sup>2</sup> )		2.91	9.89	80.88						
日  常  清  掃	除塵	1W	1W							
	水拭き (スポット)	1W	1W							
	除塵 (繊維床)									
	便所清掃	1W	1W							
	湯沸室清掃									
	屑入処理									
	手摺・腰壁拭き 金具磨き									
	什器・備品除塵									
	窓枠・ガラス (スポット)									
	玄関周り 清掃									
	外回り 拾い掃き					1W				
	その他									
	定 期 清 掃	床面表面洗淨	1/Y	1/Y						
床面剥離洗淨										
繊維床(カーペ ット)除塵・しみ取										
繊維床(カーペ ット)洗淨										
その他										
ガラス清掃				1/Y						
備 考										

新都田市民サービスセンター 清掃 業務チェック表(案) 令和 年 月 日分

館名		新都田市民サービスセンター 1 F								
清掃箇所	玄関ホール	廊下	執務室	待合スペース	会議室	倉庫前廊下	湯沸室	更衣室	階段	
床材仕様	磁器質 タイル	磁器質 タイル	ビニル床 シート	ビニル床 シート	ビニル床 シート	ビニル床 シート	ビニル床 シート	ビニル床 シート	ビニル床 シート	
床面積 (m <sup>2</sup> )	22.50	13.57	72.78	59.72	107.65	4.97	3.89	9.94	4.92	
日  常  清  掃	除塵	1W	1W		1W	1W	1W	1W	—	1W
	水拭き (スポット)	1W	1W		1W	1W	1W	1W	—	1W
	除塵 (繊維床)									
	便所清掃									
	湯沸室清掃						1W			
	屑入処理				1W		1W			
	手摺・腰壁拭き 金具磨き	1W			1W					1W
	什器・備品 除塵	1W								
	窓枠・ガラス (スポット)	1W			1W					
	玄関周り清掃	1W								
	外回り 拾い掃き									
	その他									
	定 期 清 掃	床面表面洗浄	1/Y	1/Y						—
床面剥離洗浄				1/Y	1/Y	1/Y	1/Y	1/Y	—	1/Y
繊維床(カーペット) 除塵・しみ取										
繊維床(カーペット) 洗浄										
その他										
ガラス清掃										
備考	清掃した1Wを○で囲む 〔業務責任者〕 〔業務担当者〕									

新都田市民サービスセンター 清掃 業務チェック表(案) 令和 年 月 日分

館名		1 F		屋外						
清掃箇所		便所 (小)	便所 (大)	ガラス 1階 2階	外 回 り					
床材仕様		磁器質 タイル	磁器質 タイル							
床面積 (m <sup>2</sup> )		2.91	9.89	80.88						
日 常 清 掃	除塵	1W	1W							
	水拭き (スポット)	1W	1W							
	除塵 (繊維床)									
	便所清掃	1W	1W							
	湯沸室清掃									
	屑入処理									
	手摺・腰壁拭き 金具磨き									
	什器・備品除塵									
	窓枠・ガラス (スポット)									
	玄関周り 清掃									
	外回り 拾い掃き					1W				
	その他									
	定 期 清 掃	床面表面洗淨	1/Y	1/Y						
床面剥離洗淨										
繊維床(カーペ ット)除塵・しみ取										
繊維床(カーペ ット)洗淨										
その他										
ガラス清掃			1/Y							
備 考	清掃した1Wを○で囲む									

# 業務明細書

## 1. 目的

清掃業務の目的は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関連法令に基づき、生活環境の汚れや不要なものを取り除き、建物及びその周辺の衛生的環境等を良好に維持し、常に清潔な状態を保つために行うものである。受託者は、業務の目的を十分理解し、常に清潔な状態を保つように努めること。

## 2. 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「日常清掃」とは、1日～週単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
- (2) 「定期清掃」とは、月、年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。
- (3) 「弾性床」とは、ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、コルク床タイルの床をいう。
- (4) 「硬質床」とは、磁器質タイル、石、モルタル、コンクリート、レンガ等の床をいう。
- (5) 「繊維床」とは、カーペットの床をいう。
- (6) 「衛生消耗品」とは、トイレトーパーパー、水石鹼、ゴミ袋、消臭剤をいう。
- (7) 「適正洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。

## 3. 周期の表記

清掃周期の表記は、次による。

- (1) 「1W」は1週間に1回とする。
- (2) 「1/Y」は1年に1回とする。

## 4. 業務内容と業務時間

### (1) 日常清掃

特別な場合を除き、土曜日、日曜日、祝日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12/29～1/3）を除く別紙日程表（清掃業務実施日）のとおり週1日実施する。作業時間は原則9：30～11：00までとする。ただし、時間外の日常清掃は、主管課と協議の上実施すること。業務内容については、特に指示の無い場合、別紙「清掃作業基準」に基づき、実施すること。

### (2) 定期清掃

各施設業務明細書に基づき実施する。業務内容については、特に指示の無い場合、別紙「清掃作業基準」に基づき、実施すること。作業時間は、基本的に執務時間外とするが、市民及び



職員の執務に影響を及ぼさない作業については、センターの許可を得て執務時間内に実施することができる。作業方法及び工程については、事前に業務計画書を作成し、センターへ提出すること。業務計画書の作成にあたっては、別に契約する設備機器等の点検保守業務との調整を図るとともに、電話、通信、電気等のケーブルや設備機器に支障を与えないように注意すること。

### (3) ごみの収集作業及び廃棄物の搬出・処分

日常清掃業務において集積されたごみ及び危険物の建物外搬出は、市民及び職員に不快感を与えないようにするとともに、集積場所の殺虫消毒は必要の都度行うこと。

## 5. 清掃業務の範囲と頻度

(1) 清掃の対象となる部分は、新都田市民サービスセンター施設内及び敷地内とする。

(2) 家具、什器等（椅子等の容易に移動可能なものを除く）の移動は、原則として別途とする。

(3) 井高さ 3.5m を超える照明器具、吹出口等の高所にある部分の清掃は、原則として別途とする。

(4) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。

- ① 家具、什器等があり清掃不可能な部分
- ② 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
- ③ 執務中の清掃場所又は部位で、あらかじめ職員の指示を受けた場合

## 6. 清掃業務従事者

(1) 建物内の日常清掃作業を行うため、適正な人員を常駐または配置させること。

(2) 建物の定期清掃作業を行うため、必要となる人員を臨時に配置すること。この場合において、日常業務との支障のないときは、常駐業務従事者からこれに充てることができるものとする。

(3) 業務に必要な作業服装は名札等を付け、見分けを容易にすること。

## 7. 臨機の措置

臨時に新たな清掃が必要になった場合には、その旨をセンターに報告し、指示を受けること。

## 8. 清掃業務の報告及び確認

(1) 清掃業務終了後に、指示された書類（業務完了報告書、業務チェック表）をもって、センターに報告すること。

(2) 職員の指示を受けて清掃を省略した部位又は場所は、その旨を報告書に記載すること。

(3) センターにより業務の実施状況について確認の求めがあった場合は、これに立ち会うこと。

## 9. 使用資機材の報告及び保管

(1) 清掃に使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、受託者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用するものとする。

- (2) 清掃業務に使用する洗剤、剥離剤、樹脂ワックス等は、良質なもの（可能な限り低VOC製品を使用することに努めること）を使用することとし、事前にセンターの承認を得ること。
- (3) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、センターより指示された場所に整理して保管すること。
- (4) 定期清掃のみに使用する資機材は、原則として作業終了後持ち帰ること。
- (5) センターは、トイレトーパー、水石鹼、ゴミ袋、消臭剤の必要な消耗品を現物支給する。これ以外の業務上必要な資機材は、受託者において負担するものとする。
- (6) センターは、保有する施設及び設備のうち、委託業務の履行に必要と認められるものについては、受託者に提供する。

#### 10. 疑義の解決

業務中は、センターとの連携を密にする。また、本業務明細書に定めない事項については、主管課と受託者で協議して定める。

別紙 清掃作業基準

作業項目	作業内容	備考
(1) 弾性床の清掃		
<b>1. 除塵</b> a 自在ほうき又はフロアダスターによる除塵 b. 真空掃除機を併用する除塵	隅は自在ほうき、広い場所はフロアダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 隅は真空掃除機、広い場所はフロアダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。	
<b>2. 水拭き</b> a. 部分水拭き b. 全面水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。 床全面をモップで水拭きする。	
<b>3. 補修</b> a. 空バフイング b. スプレーバフイング 【スプレークリーニング】	汚れの目立つ床面は、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で空バフイングし、汚れを除去する。 ①汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合は、適性に希釈した表面洗浄剤を用いる。 ②削り取られたかすを取り除き、スプレーバフイングを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。	
<b>4. 洗浄</b> a. 表面洗浄	①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ②床面の除塵を行う。除塵作業は、1. 「除塵」による。 ③床面に適正に希釈した表面洗浄剤をむらのないように塗布する。 ④洗浄用パッド（赤）を装着した床磨き機で、被覆表面の汚れを洗浄する。 ⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、2. 「水拭き」 b. による。 ⑦樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑧樹脂製維持剤の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。 ⑨移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。	

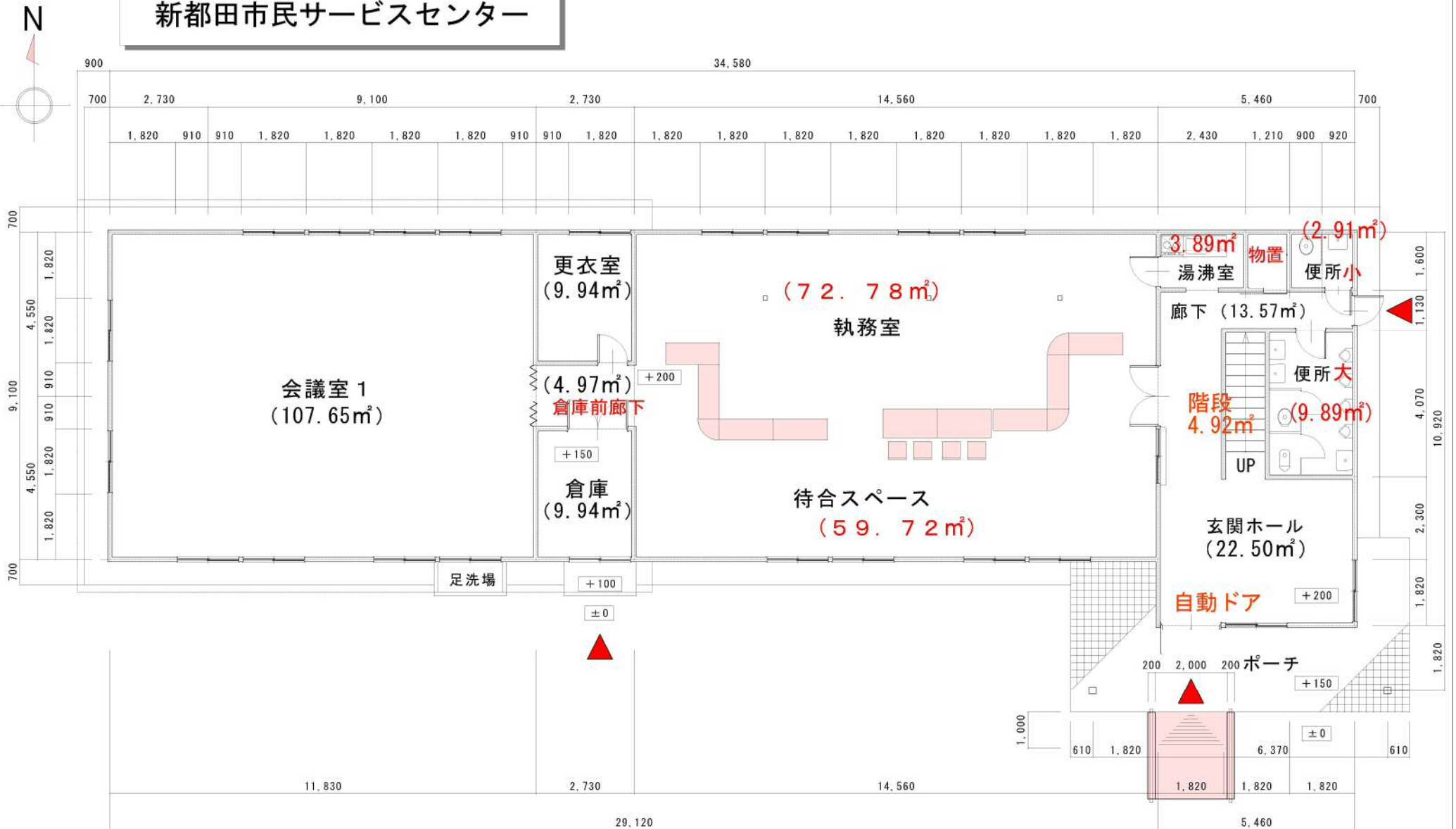
作業項目	作業内容	備考
b. 剥離洗浄	①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ②床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」により行う。 ③剥離用パッド（黒）を装着した床磨き機で洗浄する。 ④吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑤剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。 ⑥床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。 ⑦吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑧3回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、2.「水拭き」b.により行う。 ⑨樹脂床繊維剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。 ⑩樹脂床維持の塗布回数は特記による。特記のない場合は、3回（格子塗り）とする。	
(2) 硬質床の清掃		
<b>1. 除塵</b> a 自在ほうき又はフロアダスターによる除塵 b. 真空掃除機を併用する除塵	(1) 弾性床の清掃 「1. 除塵」 a. による。 (1) 弾性床の清掃 「1. 除塵」 b. による。	
<b>2. 水拭き</b> a. 部分水拭き b. 全面水拭き	(1) 弾性床の清掃 「2. 水拭き」 a. による。 (1) 弾性床の清掃 「2. 水拭き」 b. による。	
<b>3. 補修</b>	(1) 弾性床の清掃 「3. 補修」 b. による。	
<b>4. 洗浄</b> a. 表面洗浄（床保護材が塗布されている場合）	(1) 弾性床の清掃 「4. 洗浄」 a. による。	
b. 一般床洗浄 （床保護材が塗布されていない場合）	①椅子等軽微な什器の移動を行う。 ②床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」による。 ③床面に適正に希釈した表面洗浄剤をむらのないように塗布する。 ④洗浄用パッド又はブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。 ⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、2.「水拭き」b.による。 ⑦移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。	

作業項目	作業内容	備考
<b>(3) 絨織床の清掃</b>		
<b>1. 除塵</b> a. 真空掃除機による除塵 b. カーペットスリーパーによる除塵	真空掃除機で吸塵する。 床表面の粗ごみをカーペットスリーパーで回収して除塵する。	
<b>2. しみとり</b>	しみの性質と繊維素材に適したしみとり剤（水溶性又は油性）を用いて、しみを取る。	
<b>3. 補修</b> 【スポットクリーニング】	バフイングパッド方式又はパウダー方式によりクリーニングを行う。	
<b>4. 洗淨</b> 【全面クリーニング】	カーペット床全面を洗淨し、丁寧に汚れを除去する。	
<b>(4) 玄関ホールの日常清掃</b>		
a. フロアマット（除塵） b. 扉ガラス（部分拭き） c. 什器備品（除塵） d. ごみ箱（ごみ収集） e. 金属部分（除塵）	真空掃除機で吸塵する。 汚れが目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。 タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	
<b>(5) 玄関ホールの定期清掃</b>		
a. 壁（除塵・部分拭き） b. 扉ガラス（全面洗淨） c. 什器備品（拭き） d. 照明器具（拭き） e. 吹出口及び吸込口（拭き）	鳥毛はたき、静電気除塵具当で除塵する。汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去する。 タオルで水拭きする。汚れは適正洗剤を用いて除去する。 適正洗剤を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない部分は、さらに適正洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。 ①吹出口、吸込口下の床面を養生する。 ②吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ③吹出口、吸込口、風量調整器（シャッター）及びその周辺の汚れを、適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	

作業項目	作業内容	備考
(6) 便所、洗面所及び湯沸室の日常清掃		
a. ごみ箱（ごみ収集） b. 扉（部分拭き） c. 洗面台及び水栓（拭き） d. 鏡（拭き） e. 衛生陶器（洗浄） f. 衛生消耗品（補充） g. 汚物容器（汚物収集） h. 流し台（洗浄） i. 厨芥容器（厨芥収集）	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。 スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。 適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。 適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。 トイレトペーパー、水石鹼を補充する。 内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きする。 中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。 厨芥を収集し、容器を適正洗剤で洗浄する。	
(7) 便所、洗面所及び湯沸室の定期清掃		
a. 壁（除塵・部分拭き） b. 照明器具（拭き） c. 吹出口及び吸込口（拭き） d. 換気扇（拭き）	鳥毛はたき、静電気除塵具当で除塵する。汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 適正洗剤を用いて管球、反射板、カバーを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない部分は、さらに適正洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。 ①吹出口、吸込口下の床面を養生する。 ②吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ③吹出口、吸込口、風量調整器（シャッター）及びその周辺の汚れを、適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。 ①換気扇下の床面を養生する。 ②換気扇及びその周辺を除塵する。 ③換気扇及びその周辺の汚れを、適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	

作業項目	作業内容	備考
(8) ごみ収集作業		
a. 中継コンテナの配置	定められた時間に、館内の指定位置に中継コンテナを配置する。	
b. ごみ置き場までの運搬	中継コンテナに集められたごみは、ごみ置き場まで運搬する。	
c. 分別・梱包	集められたごみは、種類ごとに分別し、適当な分量に梱包する。	
(9) 窓ガラスの定期清掃		
作業資格	高所作業車等を使用する場合は、労働安全衛生法上の要件を満たす者を配置する。	
作業内容	(a) 窓ガラス（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、aによる。	
	(b) 熱線反射ガラスは、窓用スクイジー等で表面の金属皮膜を傷つけないよう配慮するとともに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、発傷を最小限にとどめるよう、水又は洗淨液を十分塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。また、金属皮膜は、強酸性洗淨液や強アルカリ性洗淨剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。	
	(c) 飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合は、(b)による。	
a. 窓ガラス（洗淨）	①ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 ②ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ③ガラス面回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	
(10) 外部建具の定期清掃		
a. 通常の汚れ（洗淨）	①刷毛又は真空掃除機等で、建具の表面や溝の除塵を行う。 ②適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。 ③タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。	
b. 著しい汚れ（洗淨）	①刷毛又は真空掃除機等で、建具の表面や溝の除塵を行う。 ②適正洗剤を用いて汚れを磨き洗いして除去し、汚水を拭き取る。 ③タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。	
(11) 玄関周りの日常清掃		
a. 床（除塵） （水拭き）	自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 汚れの目立つ部分を、モップで水拭きする。	
(12) 玄関周りの定期清掃		
a. 床（洗淨）	洗淨用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗淨する。	
(13) 構内通路、駐車場の日常清掃		
a. 床（拾い掃き）	巡回して、粗ごみを拾う。	

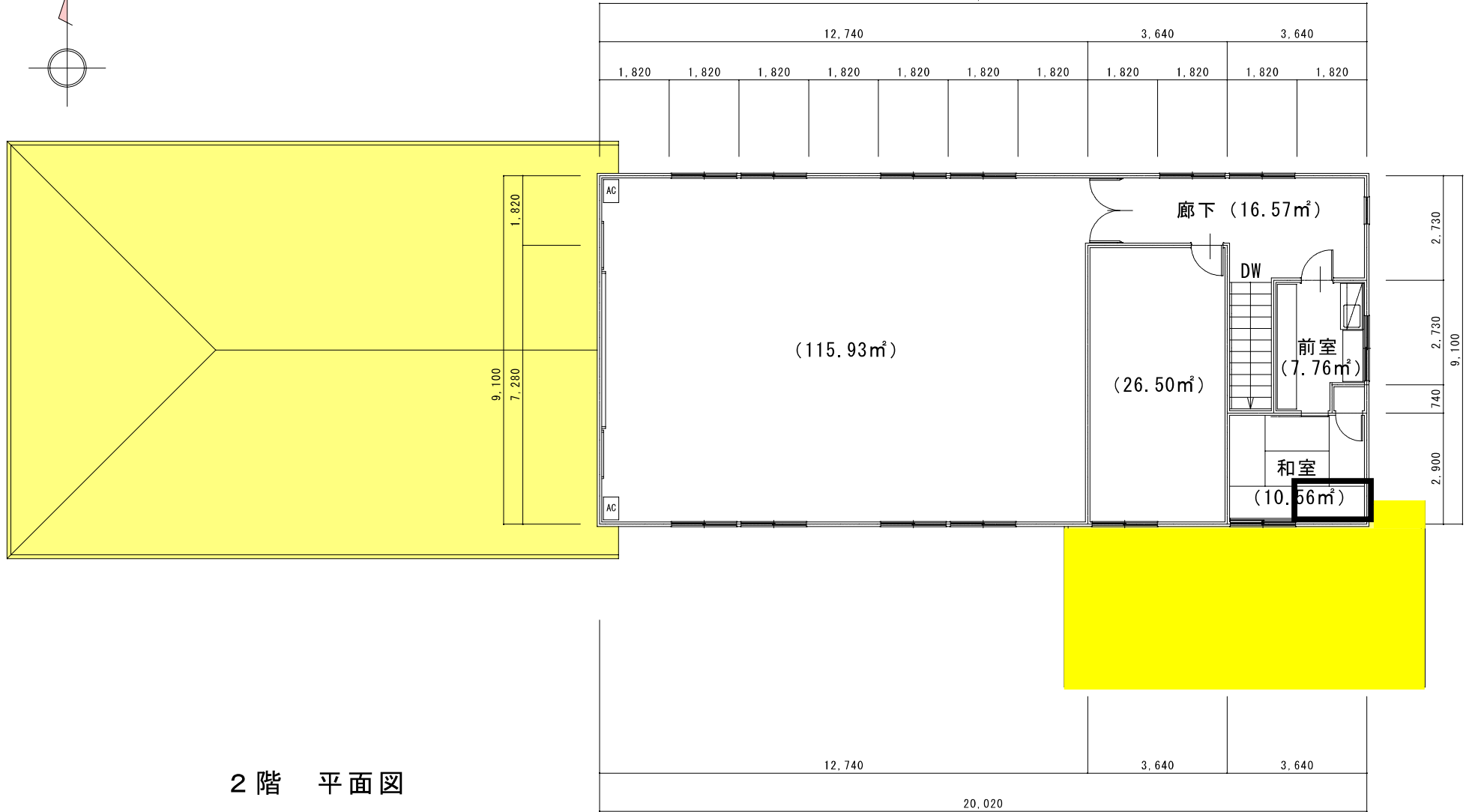
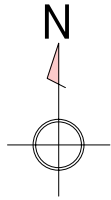
# 新都田市民サービスセンター



構造・階数	鉄骨造 2階建	執務室・待合	132.50 m <sup>2</sup>	給湯室	3.89 m <sup>2</sup>
建築面積	342.09 m <sup>2</sup>	大会議室	107.65 m <sup>2</sup>	シャワー室	1.94 m <sup>2</sup>
延べ床面積	1階：324.62 m <sup>2</sup>	更衣室	9.94 m <sup>2</sup>	便所(小)	2.91 m <sup>2</sup>
	2階：182.18 m <sup>2</sup>	倉庫	9.94 m <sup>2</sup>	便所(大)	9.89 m <sup>2</sup>
	計：506.80 m <sup>2</sup>	倉庫前廊下	4.97 m <sup>2</sup>	廊下	13.57 m <sup>2</sup>
用途地域	近隣商業地域、地区計画	玄関ホール	22.50 m <sup>2</sup>	階段	4.92 m <sup>2</sup>



# 新都田市民サービスセンター



2階 平面図